指定管理者制度における受託者のメリット

1. 継続的な収入を確保できる

指定管理者制度では、一般の企業だけでなくNPO 法人やその他の団体でも指定を受けることが可能です。まだ財政基盤が確立していない法人であっても、指定管理者の指定を受ければ数年は継続的な収入を確保することが可能となります。

2. 信頼性が担保される

指定管理者の指定を受けるためには、審査を経たうえで議会の議決を得る必要があり、 この過程で、不健全な運営を行っているとふるい落とされる為、指定を受けたという事実 は、信頼性を担保する材料となります。

3. 地域に貢献できる

指定管理制度を導入する施設は、公共団体が直接運営するのでは収益を確保することが出来ないものが多く、民間のノウハウを導入して運営の効率化を図るものです。

運営を受託して民間のノウハウを提供し、公共団体の財政負担を軽減することで、地域に貢献することができます。

4. 業務のノウハウを蓄積できる

業務を受託して実施することによって業務のノウハウを蓄積することが可能です。 公募する施設は一般的に利用者が一定程度見込まれ、初年度からある程度の規模で業務を展開し、事業に関するノウハウを獲得することが可能です。さらに、従前には同種の 事業を手がけておらず、隣接業種から新たに参入する場合には、新しい分野の業務ノウハウを蓄積することが可能です。